

横浜隼人中学・高等学校 求人票

横浜隼人中学・高等学校の教育活動に積極的な姿勢を持ち、意欲的に関わっていただける方の応募を心よりお待ちしております。

応募資格	1. 該当教科の中学校及び高等学校の教員免許状を取得済（取得見込）の方 2. 子ども性暴力防止法（日本版DBS）の趣旨に則り、過去に児童生徒等に対する性暴力・性犯罪等の前科・前歴（免職・停職等の懲戒処分を含む）がない方
職種・教科	【常勤講師】 ①理科（化学） ②英語 【非常勤講師】 ①国語 ②英語 ③家庭科 ④情報
募集人員	各教科 若干名 ※採用者決定次第、募集は締め切ります。
採用予定日	令和9年4月1日
契約期間	令和10年3月31日まで 【常勤講師】 専任教諭登用実績あり、 【非常勤講師】 条件により更新の可能性あり
雇用条件	【常勤講師】 給与等は規定によります。私学共済及び社会保険には加入します。 【非常勤講師】 月額固定給：1コマあたり12,000円×週担当コマ数（長期休暇等で授業がない場合も支給します。） 別途、交通費、補習・講習代（担当した場合）支給します。
勤務時間	【常勤講師】 原則として、勤務日は平日及び奇数週の土曜日です。公休日を設定することや勤務時間を調整することで、1年単位の変形労働時間制を採用しています。 【非常勤講師】 原則として、平日及び奇数週の土曜日の授業時間内です。ただし、行事等によって変更がある場合があります。
提出書類	次の書類をPDFファイルにして提出先のメールアドレスまでお送りいただくか、郵送でお送りください。 ① 履歴書（指定様式：常勤講師用か非常勤講師用かどちらかを選択してください。） ※写真は3ヶ月以内に撮影したものを貼付してください ② 教員免許状の写し（取得見込者は取得見込証明書） ※更新等の手続きがされた場合など、必要に応じて免許の有効性を確認できる資料もあわせてご提出ください ③ 小論文（指定様式：本校webサイトに掲載しています。）
応募期間	令和8年9月30日（水）まで（必着）
選考	【一次選考】：書類選考 【二次選考】：面接試験（模擬授業を実施する場合があります。常勤講師の場合、面接は複数回実施予定。） 選考結果につきましては、全員にメールもしくは電話にて通知いたします。
応募書類提出・問い合わせ先	〒246-0026 横浜市瀬谷区阿久和南1-3-1 横浜隼人中学・高等学校 採用担当 電話番号：045-364-5101 メールアドレス：hayatojimu@hayato.jp
その他	お預かりした応募書類は返却いたしません。なお、応募書類は採用試験以外の目的には使用せず、採用試験終了後は責任をもって廃棄いたします。
特記事項	・本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「子ども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 ・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、子ども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 ・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。 ※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は次のページの参照条文をご参照ください。

別紙（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に係る法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しを取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第七十八条の二、第八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪
- 二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第七十六条から第七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に係る法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）（抄）第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。